

令和 8 年度

和賀中央農業水利事業

下堰幹線用水路
尻平川サイホン余水吐他補修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

和賀中央農業水利事業下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐他補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、和賀中央土地改良事業計画に基づき、下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐他を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県北上市和賀町横川目地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

（1）下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐

1) 施工延長 L=40.36m

2) 主要工事内訳

管路更生工法（鞘管工法） L=40.36m

付帯工（スクリーン） 1 式

仮設工 1 式

（2）下堰分水工

1) 主要工事内訳

舗装工 A=658.40m²

仮設撤去工 1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

管水路工事は、非かんがい期の9月6日以降でなければ着手できない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等105日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－２により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている201日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－２と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和９年２月26日（工事完了期限日）まで

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第１編１－１－11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第４章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

（１）騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（２）保安対策

１）本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）及び警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

２）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所（別図－１）	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点（北上市道6013081号線）	２名／日	昼間	交通誘導警備員B
B地点（国道107号線）	１名／日	昼間	交通誘導警備員A

(3) 交通対策

工事用資材等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

3. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び第1編3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

5. 既設構造物

工事着手前に、既設構造物の状況について調査・写真記録を行い、監督職員へ報告しなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路等

(1) 工事用進入路

工事用進入路は「別図-1」（A地点：北上市道6013081号線、B地点：国道107号線）に示す道路を利用することとするが、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。本工事にて使用する道路については、工事着手前に既設舗装路面を撮影し、監督職員に報告するものとする。

2. 建設発生土受入地、現場発生材受入地

(1) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、位置図に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりである。

なお、建設発生土受入地は変更する場合がある。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
建設発生土受入地	岩手県北上市和賀町藤根6地割	3,033m ³	掘削土、既設盛土

（２）現場発生材受入地

現場発生材受入地は、位置図に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。

なお、現場発生材受入地は変更する場合がある。

名 称	地 先 名	摘 要
現場発生材受入地	岩手県北上市鍛冶町 1 丁目 11-58	鋼材等

３．除雪

除雪工は計上していないが、除雪を行った場合（除雪対象積雪深は10cm以上を対象）は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

１．発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）及び使用開始日は、別図－２「工事用地図」に示すとおりである。

２．工事用地等の使用及び返還

（１）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。

（２）工事用地等は、別紙－３に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

（３）工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地内に土木シートを敷設した後に、造成又は仮置きするものとする。

なお、土木シート撤去後は石等を取り除くとともに、使用後の土木シートは産業廃棄物として適切に処分するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

１．規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（１）碎石類

再生クラッシャーラン RC-40

（２）鋼管

１）普通鋼管

呼び径800mm SS400 t=6mm

外面 ジンクリッチプライマー JIS K 5552（1回塗り）

内面 液状エポキシ樹脂塗料 JIS G 3443-4（0.5mm以上）

２）片テーパー付き普通鋼管

呼び径800mm SS400 t=6mm

外面 ジンクリッチプライマー JIS K 5552（1回塗り）

内面 液状エポキシ樹脂塗料 JIS G 3443-4（0.5mm以上）

（３）充填材

内挿管と既設管の間隙に注入する充填材の施工時の品質管理規格は以下のとおりとする。

１）圧縮強度 σ_{28} 1.0N/mm²程度

２）比重 0.7程度

２．見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても見本又は資料の提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
碎石類	試験成績書、粒度分析表
アスファルト混合物	試験成績書
鋼管	製作図書、試験成績表、管割図
充填材	カタログ、試験成績書
スクリーン	製作図書

３．監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
鋼管	寸法・外観等	現場搬入時に抽出検査
充填材	圧縮強度、生比重、フロー値、空気量	

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	t=22mm	金ヶ崎町
砕石類	再生クラッシャーランRC-40	北上市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途、監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認(施工段階確認)

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認	備考
充填材注入工	充填量、充填状況	初期施工段階で1箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

なお、処分数量については、実績により変更するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	舗装工
アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13F）	舗装工

なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (土木用シート等)	(株) 北日本環境保全	北上市上鬼柳 3-64-1 他	8時～17時	再資源化 施設業者
コンクリート殻 (無筋)	(有) 共同産業 共同リサイクルセンター	胆沢郡金ヶ崎町 西根街道下 49-3	8時～17時	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 構造物撤去工

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告の上、撤去するものとする。

6. 土工

(1) 床掘及び掘削

- 1) 掘削及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 2) 埋戻しに流用するため、雑物混入及び流亡防止等がないよう、適正に管理しなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

- 1) 埋戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、現地盤と同等の締固め土となるよう締固めなければならない。

7. 管路更生工（鞘管工法）

(1) 事前処理工

既設管路内の堆積物や侵入水等の有無を確認するとともに、施工の支障になる場合は事前に処理するものとする。なお、堆積物の除去や侵入水の止水等の処理方法については監督職員と協議するものとする。

(2) 既設管路内清掃工

- 1) 管搬入の直前に既設管内を高圧洗浄機により十分に洗浄を行い、出来形に影響を及ぼす可能性のある土砂、小石等を除去するものとする。
- 2) 洗浄後に既設管内が十分に洗浄されているかの確認を行い、施工に支障をきたすおそれのある異物が残留している場合は、再度管路内洗浄を行うものとする。

(3) 管搬入工

資材置場への管の仮置き、発進立坑までの管の運搬については、ラフタークレーンの使用を考えている。既設管内の管搬入は、発進立坑から運搬して接合する方法で考えている。また、搬入等の移送時に使用材料の損傷を防止する処理を施して搬送するものとする。

なお、上記による搬入が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 鞘管工法

- 1) 管の仕様は、設計図書に示すとおりとする。
- 2) 管の接合については、レバーブロック等を用いて接合するものとする。
- 3) 管の内面塗装は、JIS G 3443-4（水輸送用塗覆鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装）によるものとし、塗膜厚さは0.5mm以上とする。
- 4) 管の外面塗装について、外面塗装は、JIS K 5552（ジンクリッチプライマー）によるものとし1回塗装とする。

なお、これによりがたい場合は、これと同等以上の方法で行うものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

(5) 充填材注工

- 1) 充填材注工は、充填材の性状確認、注入圧力、注入量等について管理を行うものとする。使用する充填材注入方法は、監督職員の承諾を得なければならない。

2) 充填材注入施工条件

外気温等が規定の範囲内であることを確認するものとする。

3) 充填材性状の管理方法

充填材の配合比、フロー値や圧縮強度試験値等が規定内であることを確認するものとする。

4) 注入圧力の管理方法

圧力管理の設計値は0.1MPa以内とする。

注入圧力は圧力計を用いて設計値以下となるよう管理・記録し、施工中の測定結果は監督職員に提出するものとする。

5) 注入量の管理方法

実際の注入量を計画注入量と対比し、大きな差がないことを確認するものとする。充填材がグラウトホール（注入と空気抜き兼用）から溢流した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認するものとする。

6) 充填確認パイプの設置間隔

グラウトホール（注入と空気抜き兼用）の設置間隔は、打設量や配管線形等から適切に配置するものとする。

(6) 既設管端部接合工

既設管との接続の処理は、暫定通水時の円滑な水流を確保するため、既設管（RC管）と新設管（鋼管）との内面を設計図書に基づきポリマーセメントモルタル等により擦り付けるものとする。

(7) 管路内作業

管路内の作業を行う際は、酸素濃度等の安全面に十分注意して作業を行うものとする。

8. 舗装工

(1) 路盤工

路盤工は、不陸整正を行った後、再生クラッシャーラン（RC-40）を敷均し、最大乾燥密度の93%以上となるよう締固めを行わなければならない。

(2) アスファルト舗装工

- 1) 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）126リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。
- 2) 表層工は、施工条件に合った敷均機械によりアスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めを行わなければならない。

9. 仮設材撤去工

図面に示す仮設材（敷鉄板等）について、本工事で撤去作業を行う。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理の追加事項

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

1) 管路更生工（鞘管工法）

① 管路更生工（鞘管工法）

土木工事施工管理基準（16農振第2232号平成17年3月28日付け農村振興局長通知）の管水路工事を準用する。（ただし、基準高及び中心線のズレは対象外とする。）

また、充填材注入工は、50mに1箇所割合で天地左右を測定するものとする。

②現場継手溶接部の試験

V型開先（片面裏当溶接）箇所の鋼板継手溶接部の試験は、超音波探傷試験JIS Z 3060により全溶接口数×検査率×1口当たり検査箇所数行うものとする。なお、検査率は10%、1口当たり検査箇所数はφ900mm以下で1箇所、φ1000mm以上で2箇所とし、1箇所につき30cmの範囲を検査するものとする。

なお、判定は（社）日本非破壊検査協会（放射線透過試験技術）の認定技術者が実施し、超音波探傷試験JIS Z 3060の分類に基づきM検出レベル3級とする。検査結果が不合格の場合は、手直し補修後再検査しなければならない。

（2）出来形管理

1）直接測定による出来形管理

充填材については、施工中の充填材圧力管理記録（設計値以下）、充填材打設量記録（設計値との比較）を行うこととする。

既設端部接合材（ポリマーセメントモルタル）については、直接測定により外観にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないことを各施工箇所確認するものとする。

2）撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする

工種	撮影基準	撮影箇所
管路更生工 材料・品質等	スパン毎	使用材料の保管・確認状況、充填材等の現場試験実施状況
事前処理工	箇所毎	管内洗浄、障害物除去、止水等の施工状況
充填工	箇所毎	間仕切壁設置状況、充填材注入作業状況、注入状況（圧力管理状況）
	スパン毎	確認孔による充填確認状況

（3）品質管理

品質管理項目は次のとおりとする。次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
充填材	一軸圧縮強度	JIS A 1216	28日圧縮強度値が1.0N/mm ² 程度	1回/日以上
	生比重	JHS A 313（エアミルクの試験方法）	申告値±0.1（g/ml）	1回/日以上
	フロー値	JHS A 313（エアミルクの試験方法）	申告値±20mm	1回/日以上
	空気量	JHS A 313（エアミルクの試験方法）	申告値±5%	1回/日以上

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharig/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

- (1) 既設水路等の構造が異なった場合
- (2) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
- (3) 工事に支障となる構造物又は異物が出現した場合
- (4) 工事に支障となる立木等の伐採・処理が必要となった場合
- (5) 第三者及び関係機関との協議等により変更が生じた場合
- (6) 関係機関との調整により工種の追加の必要が生じた場合
- (7) 土質及び地質が異なった場合
- (8) 湧水が生じた場合
- (9) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (10) 遠隔確認の活用を行う場合
- (11) 仮設材の撤去について第三者からの協議等により変更が生じた場合
- (12) 建屋（管理所）の撤去について第三者からの協議等により変更追加する必要が生じた場合

第 12 章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書 様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ま VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者はVE提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. 書類限定検査の実施について

- （1）検査職員による検査について、下記の9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合せ簿（協議）	⑧工事材料品質証明書
④打合せ簿（承諾）	⑨工事写真
⑤打合せ簿（提出）	

- （2）書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

- （1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載

した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} (\text{※1})$$

※1 補正係数：1.2

7. 快適トイレの試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化

(タ) 室内温度の調整が可能な設備

(チ) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会、イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化、デザイン看板等）

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。

受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

9. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提供された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第12章16の箇所とする。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー4「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

14. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

□令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。
--

16. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐及び下堰分土工（以下、「工事箇所」という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

【下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工				
(1) 既設構造物撤去工				
既設スクリーン撤去工		基	2	
2. スクリーン設置工				
(1) スクリーン設置工				
スクリーン設置工		箇所	1	
3. 配管工				
(1) 既設管内配管工				
既設管内清掃費	φ 900 人力	m	40.4	
管吊下ろし運搬工	800A	m	40.4	
管据付費	800A	m	40.4	
溶接工	800A×8.0	箇所	23	
間隙充填工		m ³	4.8	
グラウト止工	2スパン両端部	箇所	4	
充填設備据付撤去工		箇所	1	
グラウトホール閉塞工		箇所	10	
現場内塗装工	800A	箇所	23	
(2) 鋼管費				
普通鋼管 (短管)	800A×6.0×1215	本	14	
普通鋼管 (短管)	800A×6.0×1640	本	1	
普通鋼管 (短管)	800A×6.0×2430	本	8	
片テーパ付短管	800A×6.0×1200	本	2	
裏当金		組	24	
グラウトホール		個	10	

工 事 数 量 表

【下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 仮設工				
(1)材料置場				
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	32	
(2)仮設電気設備				
発動発電機		日	32	
(3)換気設備・排水設備				
換気設備設置・撤去		設備	1	
換気設備		箇所	1	
(4)安全費				
交通誘導警備員		人	4	
5. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(2)技術管理費				
超音波探傷検査				
超音波探傷検査				
超音波探傷検査		箇所	3	

工 事 数 量 表

【下堰分水工】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 舗装工				
(1) 舗装工 (下堰分水工)				
表層 (車道・路肩部)		m ²	393	
不陸整正		m ²	393	
地先境界ブロック		m	34	
敷砂利	再生クランシャロン, RC-40	m ²	265	
2. 復旧工				
(1) 復旧工 (下堰仮設進入路工)				
表層 (歩道部)		m ²	55	
上層路盤 (歩道部)		m ²	55	
歩車道境界ブロック		m	16. 000	
横断・転落防止柵	ビーム式 既設再利用	m	12	
(2) 復旧工 (市道6013013号線)				
敷砂利	再生クランシャロン, RC-40	m ²	1, 050	
3. 仮設工 (下堰仮設進入路工、施工ヤード工)				
(1) 安全費				
交通誘導警備員		人	49	
(2) 土工				
路体盛土床掘運搬	工事用道路部	m ³	933	
仮置き土積込運搬	施工ヤード部	m ³	2, 100	
埋戻		m ³	22	
(3) 敷鉄板撤去				
敷鉄板撤去 (工事用道路部)		m ²	390	
敷鉄板撤去 (施工ヤード部)		m ²	1, 052	

工 事 数 量 表

【下堰分水工】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(4)安定シート撤去				
安定シート撤去（工事用道路部）		m ²	936	
安定シート撤去（施工ヤード部）		m ²	3,900	
廃プラスチック処分費	高密度ポリエチレン管	m ³	14.5	
(5)仮排水管撤去				
高密度ポリエチレン管撤去	φ 200	m	16	
高密度ポリエチレン管撤去	φ 300	m	16	
廃プラスチック処分費	高密度ポリエチレン管	ton	0.15	
(6)工事用道路国道進入部撤去				
アルミクロスゲート撤去		基	1	
コンクリート構造物取壊し	コンクリート舗装	m ³	8.6	
コンクリート構造物取壊し	ゲート部基礎コンクリート	m ³	1.4	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	10	
(7)仮設橋梁撤去工				
大型土のう撤去		袋	9	
仮設橋梁撤去工		橋	1	
発生材運搬		ton	24.76	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

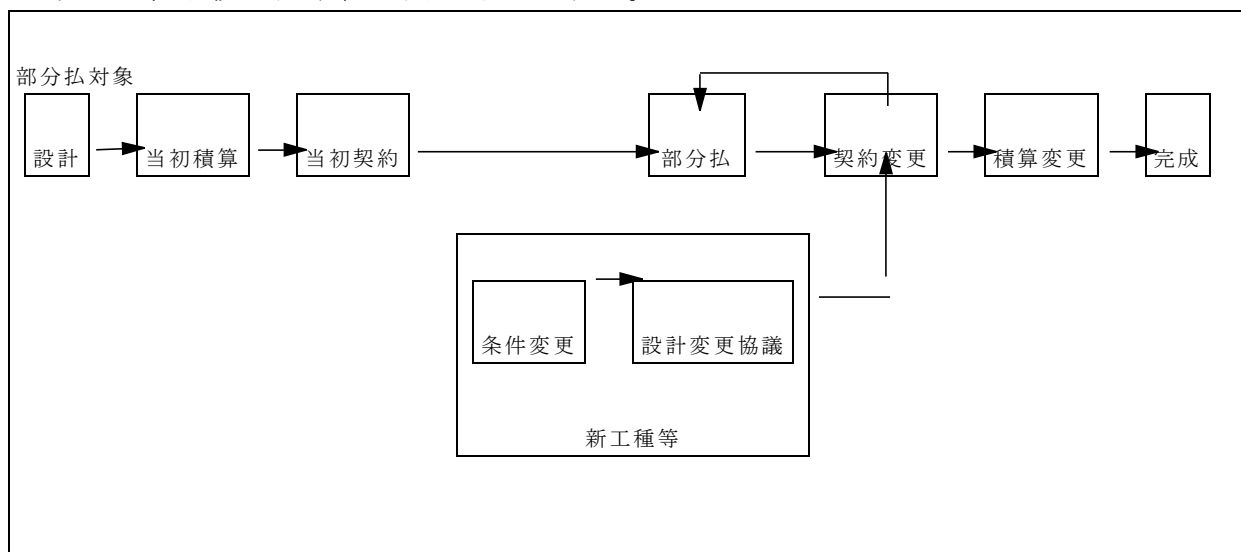
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

交通誘導警備員 配置図 北上市道6013081号線

別図－ 1



配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備 考
A地点（北上市道6013081号線）	2名/日	昼間	交通誘導警備員B

交通誘導警備員 配置図
国道107号線

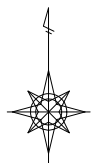
別図－1



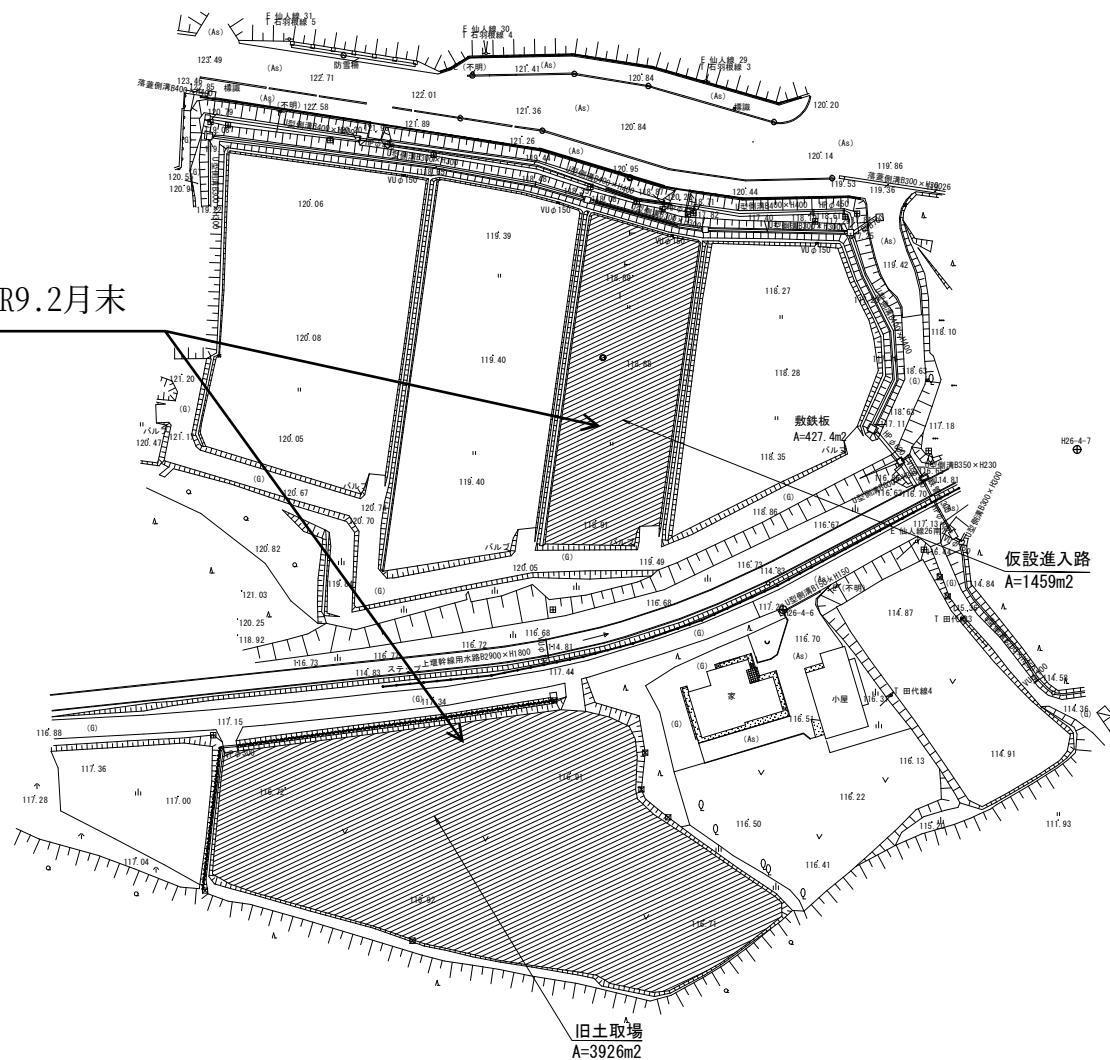
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
B地点(国道107号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員A

平面図

S=1 : 500



使用期間 R8.9月～R9.2月末



令和8年度 和賀中央農業水利事業

下堰幹線用水路尻平川サイホン余水吐他補修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	図面枚数	備 考
1	位 置 図	1	
2	尻平川サイホン余水吐 平面縦断図	1	
3	尻平川サイホン余水吐 標準断面図	1	
4-1/2	尻平川サイホン余水吐 塗装鋼管詳細図 (1/2)	1	
4-2/2	尻平川サイホン余水吐 塗装鋼管詳細図 (2/2)	1	
5-1/2	尻平川サイホン余水吐 スクリーン構造図 (1/2) 固定スクリーン一般図	1	
5-2/2	尻平川サイホン余水吐 スクリーン構造図 (2/2) スクリーン組立図	1	
6	尻平川サイホン余水吐 仮設計画図	1	
7	下堰分水工 舗装工全体図	1	
8	下堰分水工 舗装工標準図	1	
9-1/3	下堰分水工 仮設撤去図 (1/3)	1	
9-2/3	下堰分水工 仮設撤去図 (2/3)	1	
9-3/3	下堰分水工 仮設撤去図 (3/3)	1	
10	下堰分水工 仮設復旧図	1	
11	下堰分水工 市道復旧図	1	
合計		15	枚